

報 道 資 料

令和 6 年 9 月 3 日
総務部法務文書課公益法人係
担当：石河、上垣内
0742-27-8329（直通）
又は内線 60574、60584

公益社団法人榎原経済倶楽部に対する再勧告について

公益社団法人榎原経済倶楽部において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）における「役員^(注)の 3 分の 1 規定」に違反していたことに関し、令和 5 年 5 月 30 日付けで、行政庁（奈良県知事）から同法人に対し、公益法人認定法第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いました（前回勧告）。

しかしながら、同法人においては、前回勧告に対する措置について下記 2 に記載のとおり問題点があり、なお公益法人認定法第 29 条第 2 項第 3 号に該当すると疑うに足る相当な理由が認められることから、再度、行政庁（奈良県知事）から同法人に対し、同法第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します（今回勧告）。

この勧告は、奈良県公益認定等審議会から行政庁（奈良県知事）に対して行われた公益法人認定法第 54 条において読み替えて準用する公益法人認定法第 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行政庁（奈良県知事）が実施

1. 前回勧告の概要

(1) 勧告において求める措置

①責任の所在の明確化及び責任者に対する適切な措置を含め、**原因究明及び再発防止策の策定**

※外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、再調査の上、当該委員会の意見を踏まえて行うこと。

②**ガバナンスの確保**

- ・役員^(注)の職務権限規程の整備など、業務執行における意思決定プロセスの明確化
- ・コンプライアンス研修の実施など、役職員における法令遵守の徹底
- ・事務局の事務執行を適正に監督できる体制の構築

(2) 県への報告

上記（1）について必要な措置を講じた上で、報告すること。

2. 前回勧告に係る法人による措置の主な問題点（再勧告の趣旨）

(1) 前回勧告の趣旨を全く理解していないこと。

①「**役員^(注)の 3 分の 1 規定**」違反に関与していた**公益認定当時の会長を法人のコンプライアンス委員会の委員長に就任**させ、当該委員会で今回事案の問題の検証や前回勧告の措置内容の検討を実施

②「役員³の3分の1規定」違反の状態が長期間継続したのは、法人の事務局長が立入検査時や役員変更届の提出に当たり事実⁴に反することが容易に知りうる文書の報告等を行っていたために違反の発覚が妨げられたことが原因であるにもかかわらず、立入検査の実施方法が不十分であったと県にその責任を転嫁

③事務局を適正に監督できる体制の構築策として、上記②の対応を行っていた事務局長を専務理事等に就任させることを議論

(2) 措置の検討過程の公平性・公正性に疑念

上記(1)①のとおり

(3) 適正なガバナンス確保とは言い難い不十分な措置内容

①法定機関でない正副会長会議への権限の集中により、法定機関である理事会の権限形骸化のおそれ

②不適正な行為を行っていた事務局に対する監視監督措置が不適切

③監事について、監事機能の適正化の措置が不十分で適正に機能しないおそれ

④役員に対するコンプライアンス研修が未実施

3. 今回勧告の概要

(1) 今回事案についての社員への説明責任の遂行

(2) ガバナンス関係

- ・ 理事会による責任ある法人運営の確立
- ・ 監事機能の適正化

(3) コンプライアンス関係

- ・ 全役員（理事及び監事）に対する コンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

(4) 講ずべき措置の検討体制関係

- ・ 講ずべき措置の公平性及び公正性を確保するため、今回事案に関係した当時の正副会長及び事務局長を措置の検討に参画させないこと。

(5) 県への報告

上記(1)～(4)について必要な措置を講じた上で、報告すること。

資料1：公益社団法人橿原経済倶楽部の役員³の3分の1規定違反及び再勧告の概要

資料2：知事から公益社団法人橿原経済倶楽部あて勧告書（今回勧告）

資料3：奈良県公益認定等審議会から知事あて勧告書（今回勧告）

資料4：知事から公益社団法人橿原経済倶楽部あて勧告書（前回勧告）

資料5：公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(注)「役員³の3分の1規定」とは

公益法人認定法第5条第11号において、公益法人は、他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることが求められています（監事についても同様）。

公益社団法人榎原経済倶楽部の役員の3分の1規定違反 及び再勧告の概要

1. 公益社団法人榎原経済倶楽部について

設立 法人設立 平成元年 3月 23日

公益認定 平成 23年 4月 1日

主たる事務所の所在地 榎原市久米町 652-2

代表者 会長 高瀬 泰嗣

事業概要 榎原市商工経済会館の会議室等の貸与、商工業者及び市民向けの講座や相談、産業経済に関する調査等

2. 経緯

- ① 令和4年8月30日に定期の立入検査を実施。当該法人の役員のうち3分の1以上が榎原商工会議所の役員と兼職しており、「役員のうち3分の1規定」に適合していないことが判明。

※役員のうち3分の1規定

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第11号において、公益法人は、他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることが求められている（監事についても同様）。

- ② 奈良県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）で、令和4年11月以降、計5回審議を行い、令和5年5月23日に、当該法人への勧告を県に対して求める勧告を実施。

審議会からの勧告を受け、令和5年5月30日に、県から当該法人に対して勧告を実施。

- ③ 令和5年8月29日に、当該法人から勧告に対する措置状況報告書の提出があり、当該内容に関する報告要求や法人役員に対するヒアリングと並行し、審議会で計8回審議を実施し、令和6年8月26日付けで知事あてに勧告。

- ④ 令和6年9月3日付けで知事から法人あてに勧告。

3. 勧告の概要

(I) 再勧告の趣旨

当該法人から提出のあった、「勧告に係る措置状況報告書」、「各報告要求に対する報告書」、「ヒアリング内容」等を検証したが、当該法人は、「コンプライアンス委員会の委員長に、第三者委員会の調査対象とも言うべき人物を据えて問題の検証や措置内容を検討」、「問題の責任は法人が立入検査を妨げたこと等にあるにもかかわらず、県の検査実施方法等に責任を転嫁」、「令和5年8月のコンプライアンス委員会において、立入検査時や役員変更届の提出に当たり事実と反することが容易に知りうる文書の報告等を行っていた事務局長を専務理事等にすることを議論」するなど勧告の趣旨を全く理解していない。

また、講じられた措置も、その検討過程の公平性及び公正性に疑念があるだけでなく、その内容も適正なガバナンスを確保できるものとは言い難く不十分であると認められる。

以上のことから、役員及び理事会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）第 64 条及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 644 条の規定による善管注意義務、法人法第 83 条の規定による忠実義務等の法律上の義務を履行せず、なお公益法人としてのガバナンスが適正に機能していないと言えることから、公益法人認定法第 29 条第 2 項第 3 号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため。

（Ⅱ）勧告において求める措置

（1）今回事案についての社員への説明責任の遂行

① 社員への説明責任の遂行

社員に対して、本件勧告文を配付した上で、勧告に対して行う措置について理事会において検討した内容を説明し、社員への意見聴取を実施するなど社員個々の意見を聞くこと。また、当該意見取りまとめ結果及び今回勧告に係る措置状況報告書を社員へ報告すること。

（2）ガバナンス関係

② 理事会による責任ある法人運営の確立

法定の機関ではない正副会長会議に業務執行の権限を帰属させることで、理事会の業務権限を奪う恐れがある。理事会による責任ある法人運営の確立のため、理事会への正副会長会議の審議内容の報告体制を確立させるとともに、正副会長会議に業務執行権限を帰属させている「理事の職務権限規程」を是正すること。加えて、理事会による事務局の事務執行を常時、適正かつ責任をもって監視監督する仕組みを講じること。

③ 監事機能の適正化

監事の職責に関する理解が十分とは言い難く、理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使できるかどうか懸念される。単に監事監査規程を整備するだけでなく、専門性を有するなど、理事の職務執行を適正に監査することができる監事の任命又は専門的知識を得るための研修を受けるなど同等の措置を講じること。

（3）コンプライアンス関係

④ 全役員（理事及び監事）に対するコンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

全役員に対し、研修を速やかに実施すること。

（4）講ずべき措置の検討体制関係

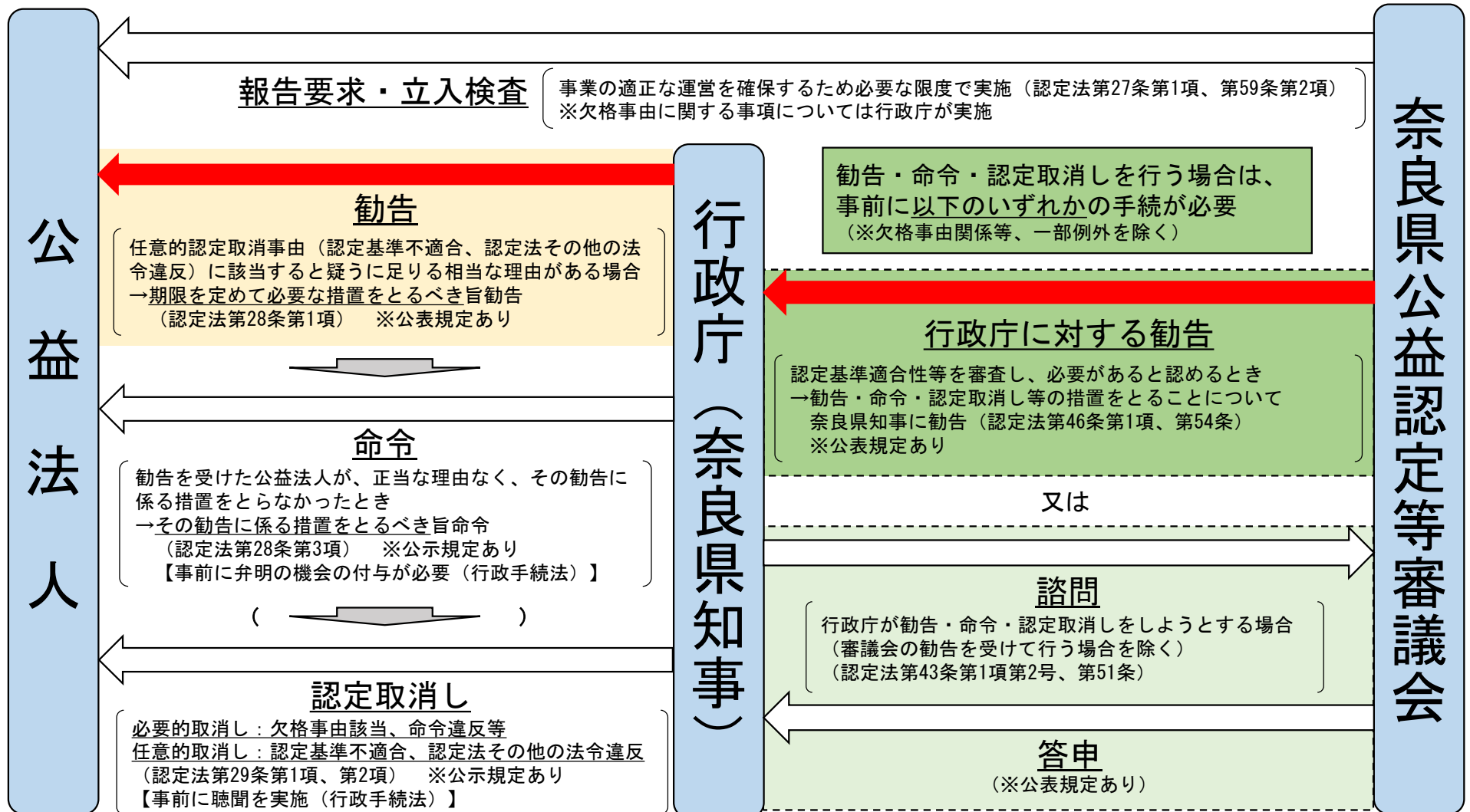
⑤ 講ずべき措置の検討体制


措置の公平性及び公正性を確保するため、平成 29 年 3 月及び平成 31 年 3 月の正副会長会議に関係した当時の正副会長及び事務局長を措置の検討に参画させないこと。

（5）令和 6 年 12 月 23 日（月）までに、上記（1）～（4）について必要な措置を講じた上で、その内容を行政庁に報告すること。

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(資料5)



(注) 上図の  が今回の(公社)檜原経済倶楽部に対する手続